

秋田市告示第110号

次の差押調書（謄本）、配当計算書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年3月19日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
住 所 秋田市太平八田字和岱13番地1
対象者 亡 浅野恵子相続財産
- 2 送達する書類
差押調書（謄本） 1通
配当計算書 1通